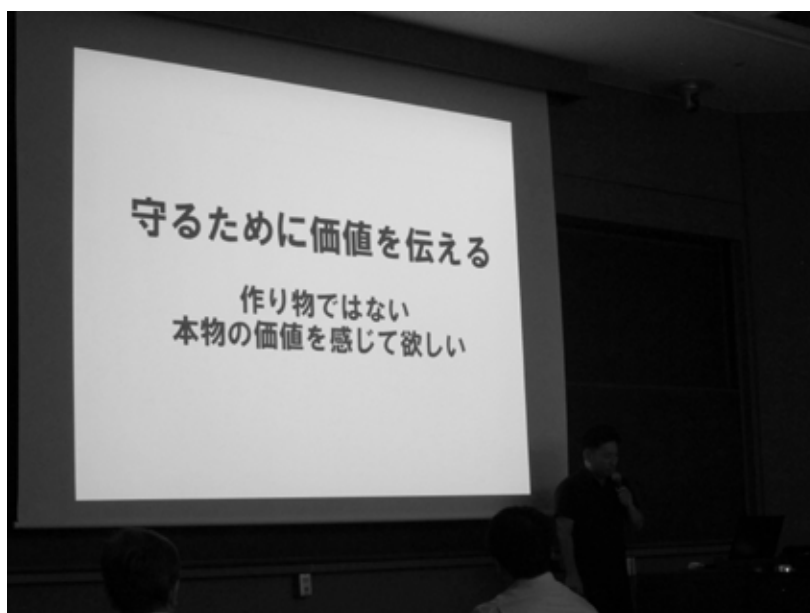


# QR Newsletter



## 第四紀通信

Vol. 23 No.4, 2016



ジオパークシンポジウム（2016年6月19日）の様子。  
詳しくは10ページの報告参照。

---

---

Vol. 23 No. 4

August 1, 2016

総会のお知らせ .....	2	評議員会議事録 .....	14
2016年大会案内（第5報） .....	3	組織改革委員会議事録 .....	15
学会賞・学術賞受賞者報告 .....	10	会則・役員選挙規程改定案 .....	16
ジオパークシンポジウム報告 .....	10	幹事会議事録 .....	23
大阪市立自然史博物館特別展の案内 ..	12	会員消息 .....	24

---

---

## ◆日本第四紀学会総会のお知らせとお願い

9月18日(日)、千葉大学西千葉キャンパスにて2016年度総会が開催されます。総会は2015年度の事業報告が行われ、また2016年度事業計画や会則の修正案などが提案される重要な会議です。会員各位のご出席をお願いいたします。やむを得ず欠席される場合には、委任状(とじ込みはがきまたはファックス、メール)を必ずご提出ください。9月12日(月)必着でお願いします。

●とじ込みはがきでの委任状提出の場合は、お手数ですが切手を貼り、締切日までに到着するように早めに投函下さい。

●ファックスでの委任状提出の場合は、とじ込みはがきか下記の様式に必要事項を記入し、下記のFAX番号宛にお願いします。

FAX番号：03-5291-2176 日本第四紀学会事務局宛

●メールでの委任状提出の場合は、宛名を「2016年度総会議長」としたうえで、代理人氏名(「議長」でも可)、氏名、所属を明記し、daiyonki(at)shunkosha.com(学会事務局：「(at)」の部分で「@」に変えて下さい)へ送信して下さい。メールの題名は「第四紀学会メール委任状(2016総会)」として下さい。

### 総 会 委 任 状

2016年 月 日

日本第四紀学会 2016年度総会議長殿

私は日本第四紀学会 2016年度総会における一切の議決権を

( ) 会員に委任します。

議長に委任します。

上記のどちらかを選択し、にチェックマーク✓を記入してください。

会員は、総会に出席する会員(1名に限る)に議決権を委任することができます。

一人の会員が他の会員から受けられる議決権は1票のみですので、

委任する場合は本人の承諾を事前に得たうえで、その会員のお名前をお書きください。

氏名 ( ) (自筆に限る)

所属 ( )

◆日本第四紀学会 2016年大会案内 (第5報)

1. 開催場所および日程

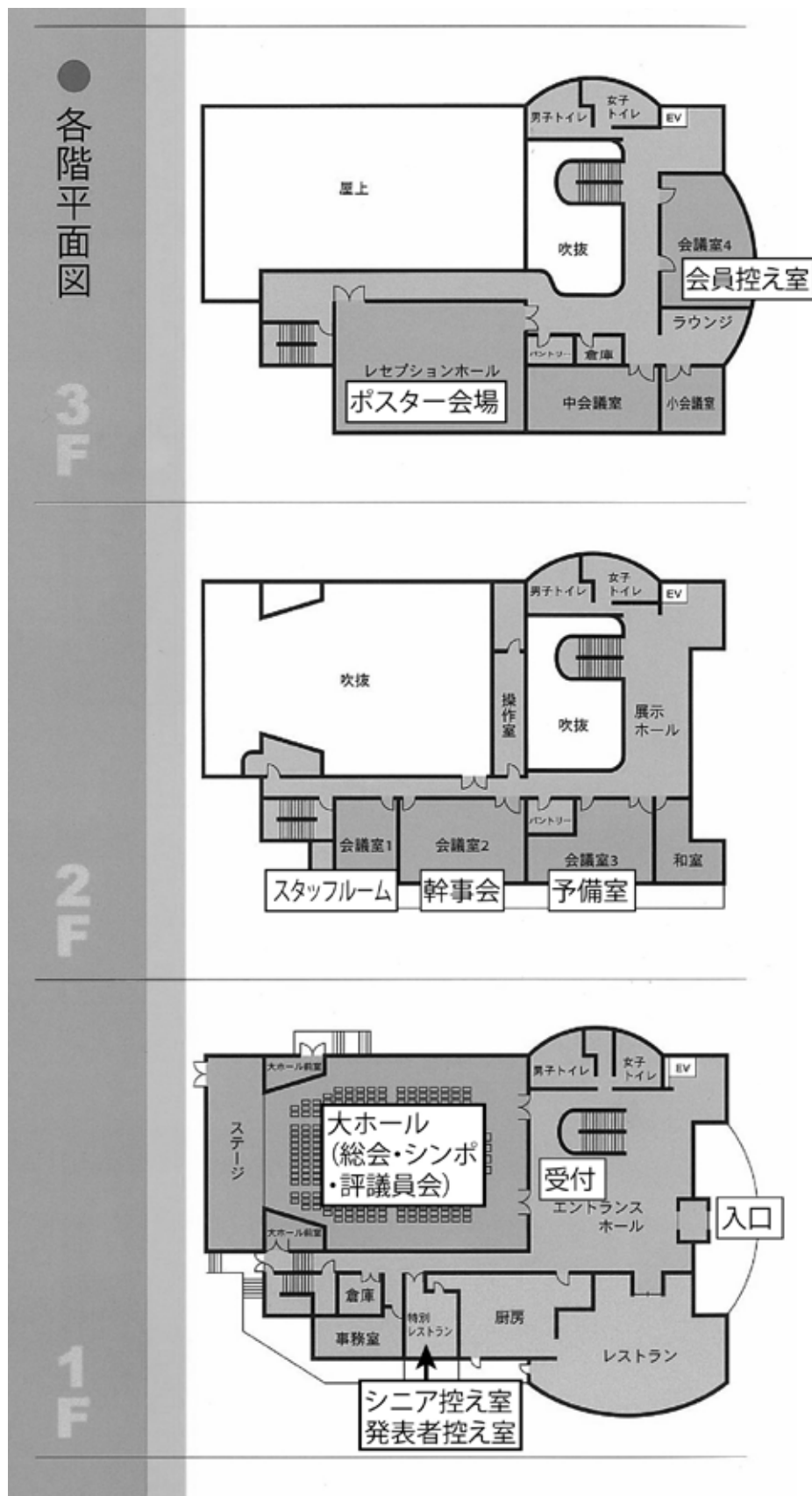
- ・会場：千葉大学 西千葉キャンパス・けやき会館（千葉県千葉市稲毛区弥生町 1-33）
- ・日程：2016年9月17日（土）～9月20日（火）
- ・アクセス：
  - JR 西千葉駅（北口）より南門経由で徒歩7分
  - 京成みどり台駅より正門経由で徒歩7分
  - 千葉都市モノレール天台駅より北門経由で徒歩15分
  - 大学ウェブサイト アクセス情報
  - <http://www.chiba-u.ac.jp/access/nishichiba/>
- ・宿泊：宿泊の予約は各自でお願いいたします。西千葉駅前にホテルはありませんのでご注意ください。

【会場までの地図】



【会場案内図】

- ・会員控え室は3階会議室4となります。
- ・懇親会会場は隣接する大学会館内、大学生協食堂（フードコート）です。
- ・喫煙は指定された喫煙所をお願い致します（前ページ図のS）。



## 2. 発表要領

### 【口頭発表】

- ・シンポジウム、一般講演発表の発表時間はプログラムをご確認ください。質疑を含む時間ですので、ご留意ください。発表時間の厳守をお願いいたします。
- ・会場のプロジェクターへの接続は、講演者ご自身が持参したパソコンを使用して下さい。コンピュータウィルス対策のためです、ご理解とご協力をお願いいたします。
- ・パソコン持参が難しい場合は、シンポジウム世話人または行事企画幹事 (jaqua.event(at)gmail.com) にご相談下さい。
- ・OHPはありません。

### 【ポスター発表】

- ・ポスターボードは幅 900 mm、高さ 1800 mmです。
- ・会場はけやき会館 3 階レセプションホールです。
- ・ポスターセッションは 9 月 17 日と 18 日に行われます。ポスターの入れ替えは予定しておりません。1 日目は奇数番号、2 日目は偶数番号の説明時間とします。
- ・ポスターは 9 月 19 日 12 時までに撤去してください。
- ・ポスターには、発表番号・発表題名・発表者、タイトルを明記してください。
- ・ポスターは指定されたボードに掲示してください。掲示用具は準備しますので、会場の指示に従ってください。
- ・ポスター会場では、コンピュータ用の電源などは使用できません。

## 3. プログラム

	9	12	13	15	16	18	20
9/17 (土)		評議員会 9:30-12:30 (大ホール)	昼休み 13:15-13:30 大会趣旨説明	S 領域 1 13:30-15:30 (大ホール)	ポスター(RH)	S 領域 2 16:30-18:30 (大ホール)	幹事会 18:30-20:00 (会議室 2)
9/18 (日)		S 領域 4 09:30-11:30 (大ホール)	昼休み	総会・授賞式 12:30-15:00 (大ホール)	ポスター(RH)	S 領域 5 16:00-18:00 (大ホール)	懇親会 18:15-20:00 (大学生協フードコート)
9/19 (月)		口頭一般発表 9:00-12:00 (大ホール)	昼休み	S 領域 3 13:00-15:00 (大ホール)			
9/20 (火)		巡 検					

RH：レセプションホール

受 付：けやき会館 1 階エントランスホール

口頭発表会場：けやき会館 1 階大ホール

ポスター発表：けやき会館 3 階レセプションホール

懇親会 会場：大学会館内 大学生協フードコート（けやき会館に隣接）

- ・評議員会が昼休みにかかりますので、昼食をご準備の上、ご参加ください。

13:15-13:30 大会趣旨説明

●シンポジウム1『気候変動及び海洋の諸プロセス』（世話人：中川 毅・横山祐典・斎藤文紀）

9月17日（土）13:30-15:30

- 13:30-13:35 趣旨説明
- S1-01 13:35-14:00 マヤ・モタディ（ブレーメン大）.....「モンスーン変動と中低緯度の古気候」
- S1-02 14:00-14:25 横山祐典（東京大学）.....「宇宙線生成核種と地球化学分析を組み合わせた氷床変動と気候変動研究」
- S1-03 14:25-14:50 加 三千宣（愛媛大学）・山本正伸（北海道大学）・杉本隆成（東海大学）.....「太平洋規模で変動する海洋生態系：魚鱗化石記録からみたレジームシフトの長期動態」
- S1-04 14:50-15:15 田村 亨（産業技術総合研究所）.....「海岸進化研究の可能性」
- 15:15-15:30 質問・総合討論

●シンポジウム2『陸上の諸プロセス』（世話人：須貝俊彦・吾妻 崇・苅谷愛彦）

9月17日（土）16:30-18:30

- S2-01 16:30-16:48 吾妻 崇（産業技術総合研究所）.....「活断層を対象とした古地震研究と第四紀テクトニクス」
- S2-02 16:48-17:06 丹羽雄一（東北大学）.....「沖積平野の地形・地質学的特徴に着目した地殻変動の解読—三陸海岸南部における長期地殻変動の見直しを例に—」
- S2-03 17:06-17:24 南雲直子（土木研究所）.....「周期的な環境変動を伴う東南アジアの河川研究」
- S2-04 17:24-17:42 奥野 充（福岡大学）.....「火山地質地形学による噴火史研究」
- S2-05 17:42-18:00 苅谷愛彦（専修大学）.....「寒冷地域の第四紀地表プロセスに関する研究動向と将来展望」
- S2-06 18:00-18:18 三浦英樹（極地研究所）.....「第四紀研究における新しい『土壌』研究の方法論と今後の展望」
- 18:18-18:30 コメント：須貝俊彦（東京大学）

●シンポジウム3『層序と年代基準』（世話人：水野清秀・鈴木毅彦・岡田 誠・奥村晃史）

9月19日（月）13:00-15:00

- S3-01 13:00-13:25 岡田 誠（茨城大学）.....「前期—中期更新世境界と GSSP の承認」
- S3-02 13:25-13:50 田辺 晋（産業技術総合研究所）.....「完新世の細分と沖積層」
- 13:50-14:00 討論
- S3-03 14:00-14:25 塚本すみ子（Leibniz Institute for Applied Geophysics）.....「ルミネッセンス年代測定法の最近の発展と日本の堆積物への更なる応用の可能性」
- S3-04 14:25-14:50 鈴木毅彦（首都大学東京）.....「テフラ研究の現状と課題」
- 14:50-15:00 討論

●シンポジウム4『人類と生物圏』（世話人：北村晃寿・百原 新・米田 穰）

9月18日（日）9:30-11:30

- S4-01 9:30-9:50 海部陽介（国立科学博物館）.....「人類を大きく変貌させた第四紀」
- S4-02 9:50-10:10 工藤雄一郎（歴史民俗博物館）.....「先史学と第四紀学」
- S4-03 10:10-10:30 那須浩郎（総合研究大学院大学）.....「第四紀の人と植物の共進化」
- S4-04 10:30-10:50 齋藤めぐみ（国立科学博物館）.....「珪藻の進化および地理的分布の変遷の舞台としての第四紀」
- S4-05 10:50-11:10 北村晃寿（静岡大学）.....「第四紀環境変動に対する動物の生物地理的・進化的応答」
- 11:10-11:30 総合討論

## ●シンポジウム5『現代社会に関わる第四紀学』（世話人：植木岳雪・目代邦彦・小荒井 衛）

9月18日（日）16:00-18:00

- 16:00-16:05 目代邦彦（日本ジオパークネットワーク）.....「趣旨説明 第5領域で目指すところ」
- S5-01 16:05-16:25 山縣耕太郎（上越教育大学）.....「第四紀学と地理教育」
- S5-02 16:25-16:45 植木岳雪（千葉科学大学）.....「第四紀学と地学教育」
- S5-03 16:45-17:05 竹村恵二（京都大学）.....「第四紀学と地質地盤情報」
- S5-04 17:05-17:25 安田 進（東京電機大学）.....「第四紀学と地盤工学」
- S5-05 17:25-17:45 目代邦彦（日本ジオパークネットワーク）.....「市民の環境保全活動と第四紀学」
- S5-06 17:45-17:55 福嶋 徹（むさしの化石塾）.....「第四紀学を生かした生涯教育の活動事例」
- 17:55-18:00 まとめ

## ●一般講演発表

9月19日（月）

- O-01 9:00- 9:15 風岡 修・荻津 達・八武崎寿史・本田恵理・吉田 剛・香川 淳・森崎正昭（千葉県地質環境研）・亀山 瞬（千葉県環境生活部）・木村英人（東邦地水）・中里裕臣（農研機構）・里口保文（琵琶湖博物館）・竹下欣宏（信州大）・岡田 誠（茨城大）・菅沼悠介（極地研）・西田尚央（東京学芸大）・泉 賢太郎（国立環境研究所）・兵頭政幸（神戸大）・加藤茂弘（兵庫県立人と自然博）・熊井久雄（大阪市大）・楡井 久（IUGS-GEM）.....「更新統下部－中部境界の国際模式候補地周辺の上総層群国本層中部付近の詳細層序－安定的な地層の堆積の証明にむけて－」
- O-02 9:15- 9:30 岡崎浩子（中央博）・中里裕臣（農研機構）・奈良正和（高知大）・田村 亨（産総研）・伊藤一充（産総研）.....「千葉県屏風ヶ浦“香取層”に見られる MIS ステージ 5a の海成堆積物」
- O-03 9:30- 9:45 近藤玲介（皇學館大）・塚本すみ子（Leibniz Institute for Applied Geophysics）・坂本竜彦（三重大）.....「志摩半島英虞湾周辺における中期更新世に形成された海成段丘の Post-IR IRSL 年代測定の試み」
- O-04 9:45-10:00 青木かおり（立正大）.....「千島列島沖の深海底に分布する中・後期第四紀テフラ」
- O-05 10:00-10:15 中里裕臣（農研機構）・水野清秀・納谷友規（産総研）.....「下総層群大宮層 T2 テフラと御岳瀧町テフラの対比」
- O-06 10:15-10:30 北村 繁（弘前学院大）・伊藤伸幸（名古屋大）.....「中米・エルサルバドル、イロパングカルデラ 4～6 世紀噴火がヒキリスコ瀨内のマングローブ林に与えた影響」
- O-07 10:30-10:45 初宿成彦（大阪市立自然史博）.....「晩氷期の北海道から産出した高緯度・高山帯の昆虫」
- O-08 10:45-11:00 高原 光・真鍋智子・佐々木尚子・渡辺彩花（京都府大）.....「丹波高地西部における最終氷期最盛期以降の植生変遷と火の歴史－花粉分析、微粒炭分析、大型植物遺体分析による復元」
- O-09 11:00- 11:15 勝田長貴・溪 英理子（岐阜大）・井上源喜（大妻女子大）・谷 幸則（静岡県立大）・村上拓馬・中村俊夫・河合崇欣（名古屋大）.....「モンゴル北部の湖沼堆積物を用いた最終氷期から完新世における乾燥湿潤変動の推定」
- O-10 11:15-11:30 橋詰 潤（明治大）・隅田祥光（長崎大）・土屋美穂（明治大）.....「長野県長和町広原 I 遺跡における黒曜石をめぐる人類活動」
- O-11 11:30-11:45 安 昭炫（パレオ・ラボ）・朴 志焄（公州大學）・鈴木 茂（パレオ・ラボ）.....「韓国扶餘佳塔里遺跡における約 8,400yrBP 以降の環境変遷」
- O-12 11:45-12:00 山本政一郎（福井商業高）・尾方隆幸（琉球大）.....「高等学校教科書の地球温暖化に関する記述の比較検討」

## ●ポスターセッション

- P-01 宇津川 徹（カタナ研究所）.....「土壌環境中の動物珪酸体」
- P-02 矢野梓水・百原 新（千葉大）・近藤玲介（皇學館大）・宮入陽介（東京大）・紀藤典夫（北教大）・井上 京（北海道大）・横山裕典（東京大）・富士田裕子（北海道大）.....「大型植物遺体に基づく

## 2016年大会案内

北海道北部猿払川湿原群の完新世植生変遷」

- P-03 西内李佳・百原 新（千葉大）・塚腰 実（大阪市立自然史博）.....「三木茂大型植物化石標本とそこから採取した花粉化石に基づく中国地方の最終氷期最寒冷期の古植生」
- P-04 梅田隆之介（大阪市大）・入月俊明・（島根大）・横地由美（コスモ建設コンサルタント）・河野重範（栃木県立博）・藤原勇樹・野村律夫・瀬戸浩二（島根大）.....「隠岐島後重栖湾のコア堆積物と貝形虫分析に基づく古環境復元」
- P-05 谷川晃一郎・澤井祐紀・行谷佑一（産総研）.....「青森県で採取した2011年東北地方太平洋沖地震の津波堆積物の珪藻分析」
- P-06 澤井祐紀・松本 弾・谷川晃一郎・藤原 治・行谷佑一・宍倉正展（産総研）・楳原京子（山口大）・木村治夫（電中研）.....「千葉県蓮沼海岸で観察された2011年東北地方太平洋沖地震の津波堆積物」
- P-07 山田圭太郎（京大）・中川 毅（立命館大）・竹村恵二（京大）・SG14 coring members.....「福井県水月湖年縞堆積物を用いた保存状態の定量化への試み」
- P-08 里口保文（琵琶湖博）.....「烏丸地区深層ボーリングコアの火山灰対比と堆積速度の再検討」
- P-09 太田 光・柴 正敏（弘前大）.....「北東北地方の遺跡に認められる十和田 a テフラの組成変化について」
- P-10 田村糸子（首都大）・水野清秀（産総研）・伊藤大介（首都大）・森 勇一（金城学院大）・宇佐美 徹（愛知県立杏和高）.....「三重県北勢地域に分布する東海層群の広域テフラ編年六石火山灰層、平津火山灰層のテフラ対比を中心に」
- P-11 水野清秀・佐藤善輝（産総研）・田村糸子（首都大）.....「南九州から噴出したと推定される前期更新世～中期更新世前半の広域テフラ」
- P-12 大石雅之（立正大）・下司信夫・古川竜太（産総研）.....「小～中規模爆発的噴火におけるテフラの分布と風の影響」
- P-13 木田千鶴（アジア航測）・苅谷愛彦・高岡貞夫（専修大）・島津 弘（立正大）.....「上高地・岳沢で発見された岩盤崩壊起源の大型ローブ状岩塊地形」
- P-14 鈴木輝美（国土地図）・苅谷愛彦（専修大）・山崎新太郎（北見工大）・小森次郎（帝京平成大）.....「御坂山地西部・四尾連湖の形成史に関連する新たな地質及び年代情報」
- P-15 井上直人・北田奈緒子（地盤研究財団）・西光慎治（明日香村教委）.....「奈良県明日香村都塚古墳における比抵抗探査」
- P-16 中村俊夫（名古屋大）・高田秀樹（真協遺跡縄文館）.....「能登半島中部富山湾岸に位置する真協遺跡出土木材群の<sup>14</sup>C年代編年」

・追加募集で採択されたポスター発表については、大会受付にてご案内いたします。

●総会・表彰式 9月18日 12:30～15:00 けやき会館大ホール

●若手発表賞・学生発表賞は大会終了後に発表します。

#### 4. 参加費・懇親会

●大会参加費：2,000円（会員・非会員を問わず）。会場受付でお支払い下さい。

ただし、大学院生の会員は1,500円、70歳以上の会員と学部学生、受賞者は無料です。

●講演要旨集：予定価格2,000円

（会場で直接販売。ただし、発表数等によって価格が若干変動する場合があります）

●会期中の昼食：学外の西千葉駅周辺や正門前の食堂（中華・カレー・ラーメン・定食・牛丼ほか）、コンビニエンスストアが利用できます（学内生協食堂は休み）。

●懇親会に参加される方は申し込みをお願いいたします。

日 時：9月18日（日）18:15～

会 場：千葉大学 大会館内生協フードコート（大会会場に隣接）

参加費：一般 3500円（予約）・4000円（当日）

学生 2000円（予約）・2500円（当日）



予 約：8月19日（金）までに e-mail：jaqua.event(at)gmail.com（懇親会担当・宮内崇裕）までご連絡下さい。申し込み時のメールの題名は「懇親会\_氏名」としてください。

## 5. 巡検

【巡検】「千葉・茨城の低地に刻まれた東日本大震災の地形・地質的痕跡」

【日程】9月20日（火） 日帰り

【案内者】風岡 修・香川 淳・吉田 剛（千葉県環境研究センター）、小荒井 衛（茨城大学理学部）

【スケジュール】

集合 8時半 新浦安駅

- ①千葉県浦安市猫実～同市高洲、千鳥（江戸川河口周辺の埋立地の液状化被害）
  - ②千葉市美浜区高浜（埋立地の液状化被害）
  - ③千葉県環境研究センター（液状化・流動化被害跡地の剥ぎ取り標本ほか）  
昼食（潮来市内）
  - ④茨城県潮来市日の出団地（外浪逆浦を埋め立てた箇所の液状化被害）
  - ⑤茨城県稲敷市結佐～千葉県香取市神崎町（旧河道等の液状化被害）
  - ⑥千葉県神崎町（剥ぎ取り標本採取箇所）・解散
- 18時 JR 千葉駅（予定）

【参加費】500円（旅行傷害保険料、飲み物代を含む。支払は大会受付でお願いします）

【定員】20名（申込先着順で定員になり次第締め切らせていただきます）

【申し込み方法】

参加ご希望の方はメールにお名前、ご所属を記入の上、メール件名「巡検参加申し込み」にて jaqua.event(at)gmail.com へ8月15日までにお申し込み下さい。

## 6. 大会実行委員会

大会実行委員長：宮内崇裕

実行委員会：金田平太郎・百原 新・岡田 誠・小森次郎・米田 穰

連絡先：2016年大会実行委員会事務局

〒263-8522 千葉市稲毛区弥生町1-33 千葉大学理学部

大会用 E-mail アドレス：jaqua.event(at)gmail.com

## ◆ 2016 年日本第四紀学会学会賞・学術賞受賞者決定

日本第四紀学会では、学会賞、学術賞、論文賞、奨励賞を設け、顕彰を行っております。2016 年の各賞の選考が行われ、受賞者が決定されました。学会賞は第四紀学の発展に貢献した顕著な業績を有し、また日本第四紀学会の活動に著しい貢献があった正会員に授与される、学会における最高の賞です。また学術賞は第四紀学に貢献した優れた学術業績をあげた正会員に授与されます。会員から候補者の推薦・立候補を受け付け、1 月 31 日をもって締め切られました。その後、学会賞受賞者選考委員会（小池裕子委員長、奥野 充・久保純子・御堂島 正・竹村恵二各委員）によって学会賞候補者 1 名、学術賞候補者 2 名が推薦され、6 月 19 日に行われた評議員会において、下記の通り受賞者が決定されました。

●日本第四紀学会学会賞：辻 誠一郎会員

受賞件名：「花粉分析を中心とした後期更新世以降の植生史および人と自然の関係史の研究」

●日本第四紀学会学術賞：林 成多会員

受賞件名：「形態学的・分子系統学的・生態学的検討に基づく日本列島の第四紀昆虫相変遷の研究」

●日本第四紀学会学術賞：水野清秀会員

受賞件名：「鮮新—更新世の地質層序・テフラ・古地理に関する研究」

論文賞及び奨励賞は、会誌「第四紀研究」に掲載された第四紀学の発展や進歩に貢献する優れた論文を公表した会員を含む著者に授与されるもので、とくに奨励賞は若手研究者（会員）の育成と研究奨励に寄与することを目的としています。会員から候補者（候補論文）の推薦・立候補を受け付け、1 月 31 日をもって締め切られました。その後、論文賞受賞者選考委員会（高原 光委員長、出穂雅実、公文富士夫、三浦英樹、山崎晴雄各委員）によって奨励賞候補者 2 名が推薦され、電磁的手法による臨時評議員会において審議を行っています。

## ◆ジオパークシンポジウムの報告

橋詰 潤（明治大学黒耀石研究センター）



会場風景

2016年6月19日に明治大学を会場に、日本第四紀学会主催のジオパークシンポジウムが開催された。ジオパークに関するシンポジウムの開催は、第四紀学会としては初めての試みであったが、約70名の参加があったとともに活発な議論が行われた。さらに今回のシンポジウムでは、会員以外にもジオパーク関係者や、考古、人類、土壌、など各発表者の専門分野にかかわる参加者も多く認められた。日本第四紀学会ジオパーク支援委員会と「社会のための第四紀学」研究委員会の協力によって開催された今回のシンポジウムは、ジオパークのすそ野を広げるとともに、第四紀学会への関心も広げることを目指していたため、所与の目的の一部は達成したと言える。

本シンポジウムの特色は、地球科学的な価値を持つ構成資産の保護・保全・活用プログラムでもある、ジオパークにおいてその中心となることが多い、地質、地形、火山、地震などといった分野以外の、考古学、人類学、土壌学をあえて中心としたことにある。ジオパークは地球の活動と、それにかかわる生態系、そしてヒトとの関係も重視される。こうした意味でも第四紀学会にかかわる各分野の中で、ジオパークに関わりのない分野は存在しないと言ってもよい。本シンポジウムでの試みはまさに今回目的として挙げたジオパークのすそ野を広げるとともに、そうした役目を担うことができる重要な存在として、第四紀学会の意義を示すことにもつながったと考える。コメント・総合討論では、各分野がジオパークに可能な貢献やジオパークによってもたらされるメリットについての指摘がなされたほか、第四紀学会としてどのような関わりがジオパークに対してできるのか問題提起がなされた。

今回のシンポジウムの内容については『第四紀

研究』誌上での特集号が計画されているほか、さらに土壌学のシンポジウムも計画が浮上しているようである。さらに、今回あまり取り上げられなかった動植物などについても、報告者としては第四紀学の観点からどのようにジオパークに関与できるのか議論を期待している。このように今回のシンポジウムはさらに第四紀学会としてジオパークに、無数の可能性を提示できることを明らかにしたと言え、今後のさらなる展開が期待される。

※シンポジウム詳細

タイトル：『ジオパークシンポジウム：考古学、人類学、土壌学の視点から』

開催日：2016年6月19日（日）

会場：明治大学駿河台校舎リバティタワー1階1011教室

主催：日本第四紀学会

共催：明治大学黒耀石研究センター

後援：日本旧石器学会、日本考古学協会、日本人類学会、日本土壌肥料学会、日本ペドロジー学会、日本ジオパークネットワーク

1300-1330 「大地の価値を見直す－ユネスコによるジオパークの最近の動向－」目代邦康

1330-1400 「旧石器考古学とジオパーク」小野 昭

1400-1430 「古墳・火山・太陽」北條芳隆

1430-1450 「埋蔵文化財とジオパーク：千葉県銚子ジオパークから」赤塚弘美

1500-1530 「沖縄県における旧石器時代遺跡調査とその活用」藤田祐樹

1530-1600 「人類学の研究成果を活用したガイドツアー実践」高橋 巧

1600-1630 「土壌の層位は何を語るか？～土壌学からジオパークへのアプローチ～」浅野眞希

1630-1730 コメント・総合討論



質疑応答

◆大阪市立自然史博物館 第47回特別展「氷河時代—化石でたどる日本の気候変動—」



Ice Age: Climatic History and Fossil Records in Japan  
第47回特別展

# 氷河時代

—化石でたどる日本の気候変動—

平成 28 年  
7月16日(土) ~ 10月16日(日)

 **Osaka Museum of Natural History**  
**大阪市立自然史博物館** ネイチャーホール  
(花と緑と自然の情報センター2階)  
URL <http://www.mus-nh.city.osaka.jp/>

【アクセス】地下鉄御堂筋線「長居」3号出口・東へ約800m、  
JR阪和線「長居」東出口・東へ約1000m

【開館時間】午前9時30分～午後5時(入館は午後4時30分まで)

【休館日】月曜日(7/20(月)、8/15(月)、9/19(月)、10/10(月)は開館)  
7/19(火)、9/20(火)、10/11(火)は休館

【観覧料】大人500円 / 高校生・大学生300円 / 中学生以下無料

常設展や植物園も見られるセット券がお得(大人700円/高校生・大学生400円)

●障がい者手帳などをお持ちの方、大阪市内在住の65歳以上の方(要証明)は無料  
●博物館本部(常設展)、長居植物園への入場は別途料金が必要です(セット券を除く)

【主催】大阪市立自然史博物館 【後援】日本地質学会、日本第四紀学会、日本縄文史学会、日本古生物学会、大阪府教育委員会、大阪市教育委員会

大阪市立自然史博物館では、平成28年7月16日（土）から10月16日（日）まで、特別展「氷河時代－化石でたどる日本の気候変動－」を開催します。

長い地球の歴史の中で、気候は大きく変動してきました。この特別展では、なぜ気候変動がおきるのかその仕組み、化石記録や地層から復元された過去の気候変動の歴史と現在の日本の自然環境の関わりについて紹介します。主な展示品として、ヤベオオツノジカをはじめとした岐阜県熊石洞産動物化石、世界的な地質標準時計となった福井県水月湖の年縞堆積物、大阪から産出した3種のワニ化石（マチカネワニ、キシワダワニ、タカツキワニ）、メタセコイアなどの大阪層群産出の植物化石などがあります。

会 期：7月16日（土）～10月16日（日）

※開館時間：9:30～17:00（入館は16:30まで）

休館日：月曜日（ただし月曜日が休日の場合はその翌日） ※8月15日は開館

会 場：大阪市立自然史博物館 ネイチャーホール（大阪市東住吉区長居公園 1-23）

観覧料：大人 500 円、高校生・大学生 300 円

期間内特別展フリーパス 大人 1000 円、高大生 600 円

※本館（常設展）とのセット券は、大人 700 円、高大生 400 円。

※本館（常設展）、長居植物園への入場は別途料金が必要です（セット券を除く）。

主 催：大阪市立自然史博物館

後 援：日本地質学会、日本第四紀学会、日本植生史学会、日本古生物学会、大阪府教育委員会、大阪市教育委員会

協 力：国立科学博物館、国立極地研究所、大阪大学学術総合博物館、きしわだ自然資料館、立山カルデラ砂防博物館、滋賀県立琵琶湖博物館、奈良文化財研究所など

問合せ先：大阪市立自然史博物館（TEL：06-6697-6221）

ホームページ：<http://www.mus-nh.city.osaka.jp/>

また、関連行事として、以下の2回の講演会を企画しております。

特別展と合わせて、多くの方々の参加をお待ちしております。

#### <2回とも共通して>

会 場：大阪市立自然史博物館 本館 講堂

参加費：無料（ただし自然史博物館本館の入館料が必要）

申込み：不要、直接会場へお越しください

#### ●「森の古文書：花粉化石に記録された氷期からの森の移り変わり」

講 師：高原 光氏（京都府立大学 大学院生命環境科学研究科 教授）

日 時：8月20日（土） 午後1時～3時

#### ●「第四紀後期の日本の哺乳類の移り変わり –過去5万年の変化とそれからわかること–」

講 師：河村善也氏（愛知教育大学 自然科学系理科教育講座 特別教授）

日 時：9月24日（土） 午後1時～2時30分

これらの他にも、子ども向けワークショップ、学芸員によるギャラリートークなど、多くの特別展関連行事を企画しています。詳しくは大阪市立自然史博物館ホームページをご覧ください。

## ◆日本第四紀学会 2015 年度第 3 回評議員会議事録

日時：2016 年 6 月 19 日（日） 10:00～12:10  
場所：明治大学駿河台キャンパス リバティタワー 1 階 1011 教室

出席：小野 昭（会長）、奥村晃史、斎藤文紀（以上、副会長）、吾妻 崇、池原 研、出穂雅実、植木岳雪、卜部厚志、工藤雄一郎、公文富士夫、須貝俊彦、鈴木毅彦、中村由克、藤原 治、松浦秀治、三浦英樹、安田 進、山崎晴雄、米田 穰、百原 新（議事録）

欠席：阿部彩子、池田明彦、海津正倫、奥野 充、川幡穂高、河村善也、北村晃寿、小荒井 衛、齋藤めぐみ、佐藤宏之、里口保文、中川 毅、長橋良隆、初宿成彦、高原 光、竹村恵二、八戸昭一、宮内崇裕、横山祐典、吉永秀一郎

オブザーバ：久保純子（名誉会員候補者選考委員会、学会賞・学術賞候補者選考委員会）、伊津野（事務局）

吾妻幹事長の司会により、小野会長挨拶と定足数確認（出席者 19 名、委任状 15 通）を行った後、池原評議員を議長に選出し、下記の報告・審議が行われた。

### Ⅰ. 報告事項

#### 1. 会合開催状況（百原庶務幹事）

第 2 回評議員会（2016 年 1 月 30 日開催）以降に、幹事会（第 5 回：3 月 13 日、第 6 回：5 月 7 日、第 7 回：6 月 11 日）、編集委員会（第 4 回：3 月 26 日、第 5 回：5 月 28 日）、組織改革委員会（第 3 回：3 月 6 日、第 4 回：4 月 10 日、第 5 回：5 月 7 日、第 6 回：5 月 27 日）、60 周年記念事業実行委員会（第 1 回：4 月 2 日）を開催した。

#### 2. 論文賞・奨励賞受賞者の選考について（百原）

論文賞・奨励賞受賞者候補者選考委員の選出にあたり不備があり、再選挙を実施した。高原 光会員が選考委員長に就任し、現在、候補者の選出を行っている。6 月中に提出された答申を評議員に郵送し、それをもとに評議員 ML での臨時評議員会（メール審議）を行い、7 月中に授賞者を決定する旨、説明があった。

#### 3. 2016 年学術大会について（吾妻幹事長）

第四紀学会 60 周年記念シンポジウムとして、来年度に実施される選挙から運用予定の 5 領域のシ

ンポジウムを中心とした準備状況について説明があった。巡検に関しては開催する方向で準備中。

#### 4. INQUA 関連報告（斎藤）

1) 大会報告記事を第四紀研究第 55 巻第 3 号に掲載した。会計については公認会計士の会計検査がまだ残っている。Quaternary International に掲載する予定の要旨集の原稿を準備中。

2) Quaternary International の日本特集号へのフリーアクセスは 1 年間限定なので活用して頂きたい。INQUA 特集号の第 2 弾への投稿申し込み（6 月 15 日締め切り）は 101 件あった。2 冊組で 2018 年に出版される予定。

### Ⅱ. 審議事項

#### 1. 熊本地震被害者への会費減免措置について（吾妻）

2016 年 4 月に発生した熊本地震によって被害を受けた会員に対して、2016 年度会費を免除することについて承認をした。免除の申請にあたっては罹災証明書の写真を提出することとし、その確認は幹事会で行う。

#### 2. 2016 年日本第四紀学会名誉会員の決定（久保委員長）

名誉会員候補者選考委員会からの選考結果に基づき、この度は名誉会員の推薦を見送ることについて、報告があり、了承された。

#### 3. 2016 年日本第四紀学会学会賞・学術賞受賞者の決定（久保委員長代理）

2016 年学会賞・学術賞候補者選考委員会による選考の結果、学会賞候補者として辻 誠一郎会員、学術賞候補者として水野清秀会員と林 成多会員が推薦され、これを承認した。

#### 4. 2016 年日本第四紀学会功労賞受賞者について（吾妻）

幹事会で 2016 年功労賞候補者の選考を行った結果、長年にわたって学会活動に貢献されてきた会員 6 名（石橋克彦会員、岩田修二会員、小田静夫会員、坂上寛一会員、田村俊和会員、楡井 久会員）、国際第四紀学連合第 19 回大会を日本で開催するにあたり普及講演会の開催に協力して頂いた博物館等 4 機関（名古屋市科学館、三重県総合博物館、豊橋市自然史博物館、名古屋大学博物館）が推薦され、これを承認した。

#### 5. 組織改革に伴う会則及び役員選挙規程の改定に

ついて（吾妻）

学会では2017年度から新しい組織体制および選挙方法に移行する準備を進めており、それに向けて2016年度総会で会則及び役員選挙規程の改定を行う予定である。2016年1月30日に開催された第2回評議員会における審議結果を踏まえ、その後に4回の組織改革委員会会合を開催し、修正案について検討した旨、会則および役員選挙規程以外の細則（規程、内規）について検討を行っている旨、吾妻幹事長から説明があった。組織改革委員会から提出された会則改訂案ならびに役員選挙規程案、細則の構成について審議を行った。また、新体制以降に関する今後のスケジュールについて説明があった。

#### 1) 会則について

第2回評議員会での意見を受けて実施された組織改革委員会での検討結果として、1) 総会の役割の明確化（第8条第1項：本会の基本方針を決定）、2) 総会の決定事項の明記（同第2項追加）、3) 役員任期の明文化（第11条）、4) 副会長や評議員に欠員が生じたときの対応について役職に応じて明文化（第12条）、5) 領域の設定変更方法について明文化（第15条第3項）を含む修正案を提案した。それに対し、文言の修正意見や表現、記述の不統一の指摘、事務局住所ならびに学会設立年月日の明記の必要性についての意見、総会の

決定事項（第8条第2項）について(3)「その他、本会の運営に関する重要事項」を追加する案が提案された。さらに、「執行部会員」、「役員」の定義や範囲が明確ではないので整理して明確にする必要があるとの指摘があった。

#### 2) 役員選挙規程について

第2回評議員会での意見を受けての改正案、すなわち、1) 評議員選挙の立候補制と推薦、2) 候補者辞退届の手続き、3) 集計方法（他の領域についても投票ができるようにし、他領域への投票は0.2票と読み替えて計算する点についての表現の変更）、4) 評議員定数（1領域から最低5名ずつ、人数が多い領域では人数比例で増やす）、5) 無効投票についての扱いについて幹事長が説明を行った。それに対し、定数より多い人数が書かれた票の扱いについての質問や、すべての正会員が評議員の被選挙人になれるということを明記すべきとの意見があったほか、これまでの役職の任期の延長について明確にしておく必要があるとの意見があった。

上記の意見・提案を受けて組織改革委員会で早期に検討・修正を行い、その結果を評議員MLに流して意見を聴取し、9月に開催される2016年度第1回評議員会で修正点を確認した上で承認を受け、総会にかけることとした。10月には会員の領域登録を開始する予定である。

---

## ◆日本第四紀学会 2015年度第6回組織改革委員会議事録

日時：5月27日（金）9:30～16:35

場所：明治大学 駿河台キャンパス Global Front  
7階 C4会議室

出席：小野 昭会長、斎藤文紀副会長、吾妻 崇、  
北村晃寿、須貝俊彦、水野清秀

欠席：奥村晃史副会長、小荒井 衛、百原 新

#### 審議事項

1. 原案を元に評議員会規程案を検討し、年間スケジュールを作成することとした。
2. 改定案をもとに執行部会規程案を検討した。
3. 原案を元に領域規程案を検討した。
4. 会則第15条の第3項として次の条文を追加することとした。  
「領域の構成の変更には総会の承認を必要とする。」

◆会則ならびに役員選挙規程の改定案について

学会では、組織改革委員会を設置し、昨年度の総会における指摘事項を踏まえた会則ならびに役員選挙規程の検討を行ってきました。すなわち、1) 社会と関係した分野を中心とする領域を新たに設け、2) 評議員の選挙については自分が所属していない領域にも投票できるような制度を取り入れた改定案を策定してきました。改定案については評議員会においてこれまでに2回の審議を行いました。2016年度総会で委員のみなさまに決議して頂く最終案については、再度、評議員会における審議を経て承認されたものになります。ここに掲載する改定案はその前段階の案になりますが、委員のみなさまにご紹介しておきたいと思います。

会則改定案 新旧対照表 (2016年7月15日版)

現行会則	修正案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 本会は日本第四紀学会 (Japan Association for Quaternary Research) という。</p> <p>第2条 本会は第四紀を中心とする諸問題を、関係各分野の協力により解明し、第四紀学の進歩と普及をはかることを目的とする。</p> <p>第3条 本会は第2条の目的を達成するために下記の事業を行なう。 1. 会誌、第四紀通信誌、その他の出版物の発行、電子媒体等による情報発信。 2. 学術講演会、普及講演会、談話会、講習会、野外見学会等の企画開催。 3. 研究委員会等による研究および調査の推進。 4. 研究の奨励および業績・功労の表彰。 5. 内外の関連学協会との研究協力および連絡。 6. その他目的を達成するために必要な事業。</p> <p>第4条 本会会則の変更は総会の議決によって行なう。</p> <p>第2章 会員</p> <p>第5条 本会は第四紀学に関心を持つ会員で組織する。会員は会誌等の配布を受け、第3条に規定した事業を享受する、あるいは事業に参加する権利を有する。また、会員は会則と倫理憲章を遵守する義務を負う。</p> <p>第6条 会員は正会員、名誉会員および賛助会員の3種とする。正会員および名誉会員は第2条の目的達成に寄与する個人とし、賛助会員は第2条の目的を賛助する個人および法人とする。名誉会員は第四紀学について顕著な功績ある正会員の中から評議員会が推薦し、総会の議決によって定める。なお、名誉会員の選考規定は別に定める。 2. 会員になろうとするものは、本会会則および倫理憲章に同意の上、入会申込書を会長宛に提出し、会長の承認を得なければならない。また、本会を退会しようと</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 本会は日本第四紀学会 (Japan Association for Quaternary Research) という。</p> <p>第2条 本会は第四紀を中心とする諸問題を、関係各分野の協力により解明し、第四紀学の進歩と普及をはかることを目的とする。</p> <p>第3条 本会は第2条の目的を達成するために下記の事業を行なう。 (1) 会誌、第四紀通信誌、その他の出版物の発行、電子媒体等による情報発信。 (2) 学術講演会、普及講演会、談話会、講習会、野外見学会等の企画開催。 <del>3. 研究委員会等による研究および調査の推進。</del> (3) 研究の奨励および業績・功労の表彰。 (4) 内外の関連学協会との研究協力および連絡。 (5) その他目的を達成するために必要な事業。</p> <p>第4条 本会会則の変更は総会の議決によって行なう。</p> <p>第2章 会員</p> <p>第5条 本会は第四紀学に関心を持つ会員で組織する。会員は会誌等の配布を受け、第3条に規定した事業を享受する、あるいは事業に参加する権利を有する。また、会員は会則と倫理憲章を遵守する義務を負う。</p> <p>第6条 会員は正会員、名誉会員および賛助会員の3種とする。正会員および名誉会員は第2条の目的達成に寄与する個人とし、賛助会員は第2条の目的を賛助する個人および法人とする。名誉会員は第四紀学について顕著な功績ある正会員の中から評議員会が推薦し、総会の議決によって定める。<del>なお、名誉会員の選考規程は別に定める。</del> 2. 会員になろうとするものは、本会会則および倫理憲章に同意の上、入会申込書を会長宛に提出し、会長の承認を得なければならない。また、本会を退会しようと</p>



する会員は、会長宛に退会届を提出し、任意に退会することができる。この場合未納会費があるときはこれを全納しなければならない。

3. 1年以上、会費を滞納した会員は、評議員会の議をへて、除籍されることがある。

4. 不正行為等を行った会員に対し、会長は法務委員会の議に従い、除名できる。また、会員は不正行為等があったとする申し立てを行うことができる。なお、これらの細則は別に定める。

#### 第7条

会員は総会の議決によって定められた会費を納めねばならない。会費は前納とし、年額、正会員は9000円（但し、学生・院生は5000円）、賛助会員は一口（20000円）以上とする。名誉会員は会費の納入を要しない。

2. 特別な事情がある場合、会費の減免をすることができる。

### 第3章 総会

#### 第8条

総会は正会員を持って組織し、欠席した正会員の委任状を含み全正会員の10分の1以上の出席がなければ、成立しない。出席した正会員は2名以上の欠席した正会員の委任を受けることは出来ない。総会は各年度につき1回以上会長が招集し、本会の基本方針を決定する。

#### 第9条

名誉会員は総会に参加し、意見を述べるができる。

### 第4章 役員および評議員会、幹事会、委員会

#### 第10条

本会の役員は、会長1名、副会長2名、会計監査2名、評議員互選幹事7名、会長推薦幹事5名以内および役員選挙規定で定める数の評議員とする。役員の任期は2年とし、会長および副会長はそれぞれ合算して2期（4年）を超えることはできない。評議員は6期以上、会計監査は2期以上、幹事は3期以上連続して就任できない。なお、幹事の任期は合算して4期（8年）を超えることはできない。

員は、会長宛に退会届を提出し、任意に退会することができる。この場合未納会費があるときはこれを全納しなければならない。

3. 1年以上、会費を滞納した会員は、評議員会の議を経て、除籍されることがある。

4. 不正行為等を行った会員に対し、会長は法務委員会の議に従い、除名できる。また、会員は不正行為等があったとする申し立てを行うことができる。なお、これらの細則は別に定める。

#### 第7条

会員は総会の議決によって定められた会費を納めねばならない。会費は前納とし、年額、正会員は9000円（但し、学生・院生は5000円）、賛助会員は一口（20000円）以上とする。名誉会員は会費の納入を要しない。

2. 特別な事情がある場合、会費の減免をすることができる。

### 第3章 総会

#### 第8条

総会は正会員を持って組織し、本会の基本方針を決定する。欠席した正会員の委任状を含み全正会員の10分の1以上の出席がなければ、成立しない。出席した正会員は2名以上の欠席した正会員の委任を受けることはできない。

2. 総会は各年度につき1回以上会長が招集し、以下を決定する。

- (1) 前年度の活動報告・決算
- (2) 新年度の事業計画・予算
- (3) その他、本会の運営に関する重要な事項

#### 第9条

名誉会員は総会に参加し、意見を述べることができる。

#### 第10条

総会議長は、総会に出席した正会員の中から互選によって選出される。議長は議決権を有さないが、過半数によって議決される審議事項が賛否同数の場合にのみ、議決権を行使することができるものとする。

### 第4章 役員および評議員会、領域、執行部会、委員会

#### 第11条

本会の役員は、会長1名、副会長2名、会計監査2名および役員選挙規程で定める数の評議員とする。

2. 評議員の互選により執行部会員を選出する。

3. 役員の任期は選出された年の8月1日から1期2年とする。

4. 会長および副会長はそれぞれ合算して2期（4年）を超えて就任することはできない。評議員は7期以上、会計監査は2期以上、連続して就任できない。評議員は原則として3期以上連続、合算して7期以上執行部会員に就任することはできない。

第 11 条

評議員は正会員の中から互選される。ただし、会長経験者は被選挙権を有しない。会長・副会長・会計監査は正会員の中から評議員会において選出され、幹事は評議員の互選と会長の推薦による。会長推薦幹事については、正会員から選ばれ、評議員会の承認を必要とする。評議員および評議員互選幹事の任期を半年以上残した時点で欠員が生じた場合、次点者を補充することができる。

第 12 条

会長は本会を代表し、会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。また、副会長は、幹事会の役割分担の及ばない範囲に生ずる会務を行う。

第 13 条

評議員は評議員会を構成し会則第 2 条に定める本会の基本方針に基づき、本会の運営に関する案件を審議決定する。また、本会会則の施行に係わる細則（細則、規定、内規など）を決定する。

2. 評議員会は評議員の 3 分の 1 以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。ただし出席した評議員は 2 名以上の欠席した評議員の委任を受けることはできない。

3. 会長・副会長・会長経験者・名誉会員および会長推薦の幹事は、評議員会に出席し、意見を述べることができる。

4. 評議員会は各年度につき 2 回以上会長が招集する。

5. 会長が必要と認める場合には、電磁的方法をもって評議員会を開催し、2 分の 1 以上の返信をもって成立させることができ、審議に加わった評議員の過半数が同意の意思表示をしたときは、議決することができる。

第 12 条

会長、副会長、評議員は正会員の中から選挙によって選出される。会計監査は会長、副会長、評議員を除く正会員の中から評議員会において選出される。

2. 副会長の任期を半年以上残した時点で欠員が生じた場合、評議員から補充することができる。

3. 評議員の任期を半年以上残した時点で欠員が生じた場合、その領域の次点者をもって補充することができる。

4. 執行部会員および会計監査の任期を半年以上残した時点で欠員が生じた場合、評議員会の議を経て補充することができる。

第 13 条

会長は本会を代表し、会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。また、副会長は、幹事会の役割分担の及ばない範囲に生ずる会務を行う。

第 14 条

評議員会は会長、副会長と評議員によって構成され、会則第 2 条に定める本会の基本方針に基づき、本会の運営に関する案件を審議決定する。また、本会会則の施行に係わる細則（細則、規程、内規など）を決定する。

2. 評議員会は会長・副会長・評議員総数の 3 分の 1 以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。ただし出席した評議員は 2 名以上の欠席した評議員の委任を受けることはできない。

3. 評議員会議長および議長欠席の場合の議長代理は、評議員の互選によって年度単位で執行部会員を除く評議員から選出される。議長は議決権を有しないが、過半数によって議決される審議事項が賛否同数の場合にのみ、議決権を行使することができるものとする。

4. 会長・副会長・会長経験者および名誉会員は、評議員会に出席し、意見を述べることができる。

5. 評議員会は各年度につき 2 回以上会長が招集する。

6. 会長が必要と認める場合には、評議員以外の者を評議員会に出席させることができる。

7. 会長が必要と認める場合には、電磁的方法をもって評議員会を開催し、2 分の 1 以上の返信をもって成立させることができ、審議に加わった評議員の過半数が同意の意思表示をしたときは、議決することができる。

第 15 条

本会に第四紀学の研究テーマに関連した複数の領域を設定する。正会員はいずれかの領域に所属するものとする。

2. 各領域に領域代表と領域幹事をおく。領域代表は各領域の評議員の互選によって決定する。そのほかの評議員は各領域の幹事となり、領域代表とともに領域に関わる事業を行う。

3. 領域の構成の変更には総会の承認を必要とする。

<p>第 14 条 幹事会は幹事により構成され、会長及び副会長とともに本会の運営に関する会合を定期的に開催する。会長は必要に応じて幹事以外の者を幹事会に出席させることができる。幹事は幹事長を互選する。幹事会は、庶務、法務、会計、編集、行事、企画、広報、渉外などの会務を執行し、各年度につき 1 回以上、評議員会・総会に会務の執行状況を報告し、必要な案件を提案する。</p> <p>2. 幹事会は会務を執行するため、各会務に関する常設委員会を置くことができる。各常設委員会の委員は幹事会が正会員の中から選び、会長が委嘱する。会長は必要に応じて、非会員に外部委員を委嘱できる。</p> <p>3. 幹事会は必要に応じ、評議員会の承認を得て期限を定めた特別委員会を置くことができる。</p> <p>第 15 条 本会に、不正行為等の疑義のある会員に対して裁定を行う法務委員会を置く。</p> <p>2. 本会に特定の研究を推進する研究委員会を置く。</p> <p>3. それぞれの細則は別に定める。</p> <p>第 5 章 会計 第 16 条 本会の経費は、会費、寄付金、補助金等による。</p> <p>第 17 条 本会の会計年度は毎年 8 月 1 日に始まり、翌年の 7 月 31 日に終わる。</p> <p>第 18 条 本会の会計は毎年総会の前に監査を受けるものとする。</p> <p>第 6 章 細則 第 19 条 本会会則の施行に関わる細則は別に定める。</p> <p>付則 1 本会事務局は東京都新宿区大久保 2 丁目 4 番地 12 号(〒169-0072) 新宿ラムダックスビル 10 階に置く。</p> <p>付則 2 本会則は 2014 年 9 月 8 日より施行する。</p>	<p>第 16 条 <u>執行部会は、会長、副会長、領域代表及び評議員が務める主要な常設委員会委員長と執行部会書記により構成され、本会の運営に関する会合を定期的に開催する。執行部会は、庶務、<del>法務</del>、<del>会計</del>、編集、行事、<del>企画</del>、<del>広報</del>、渉外などの会務を執行し、各年度につき 1 回以上、評議員会・総会に会務の執行状況を報告し、<u>また、</u>必要な案件を提案する。</u></p> <p><u>2. 会長は必要に応じて執行部会員以外の者を執行部会に出席させることができる。</u></p> <p>第 17 条 <u>本会の会務を執行するための常設委員会と特別委員会を置く。</u></p> <p><u>2. 常設委員会には、庶務、会計、編集、行事、広報、渉外、法務がある。常設委員会委員の任期は 2 年間とする。庶務、会計、編集、行事、広報、渉外の各委員会は、委員長を評議員から選出し、そのほかの委員は各領域から候補者を推薦して、評議員会において決定される。法務委員会委員は、会長が候補者を推薦し、評議員会において決定される。</u></p> <p><u>3. 特別委員会として、選挙管理、顕彰、名誉会員選考、大会実行に関する委員会をおく。評議員会は、必要に応じ、期限を定めたその他の特別委員会を置くことができる。</u></p> <p>第 5 章 会計 第 18 条 本会の経費は、会費、寄付金、補助金等による。</p> <p>第 19 条 本会の会計年度は毎年 8 月 1 日に始まり、翌年の 7 月 31 日に終わる。</p> <p>第 20 条 本会の会計は毎年総会の前に監査を受けるものとする。</p> <p>第 6 章 細則 第 21 条 本会会則の施行に関わる細則は別に定める。</p> <p>付則 1 本会事務局は東京都新宿区大久保 2 丁目 4 番地 12 号(〒169-0072) 新宿ラムダックスビル 10 階に置く。</p> <p>付則 2 <u>本会の創立年月日を 1956 年 4 月 29 日とする。</u></p> <p>付則 3 本会則は 2017 年○月○日より施行する。</p>
--	---

役員選挙規程改定案 新旧対照表 (2016年7月15日版)

現行規定	改訂案
<p>第1章 総則 (目的) 第1条 本規定は、日本第四紀学会会則第11条に基づき、その役員選挙について規定する。</p> <p>(適用範囲) 第2条 本規定は、日本第四紀学会会長・副会長・会計監査・評議員・幹事の選挙について適用する。</p> <p>(役員の数) 第3条 役員の数、日本第四紀学会会則第10条による。</p> <p>(規定変更) 第4条 この規定の変更は評議員会の議決による。</p> <p>第2章 選挙管理 (選挙事務の管理) 第5条 選挙事務は、選挙管理委員会が管理、運営する。</p> <p>第6条 選挙管理委員会は、会長・副会長・会計監査・評議員・幹事の選出を行い、次点者を含めて会長に答申する。</p> <p>(選挙管理委員会の構成) 第7条 選挙管理委員会は幹事会によって推薦され、会長から委嘱される6名の正会員をもって構成する。会長・副会長・会計監査および幹事は選挙管理委員になることができない。</p> <p>第8条 選挙管理委員会の委員長は委員の互選による。</p> <p>第9条 委員長は選挙管理委員会を代表し、その事務を総括する。</p> <p>第10条 選挙管理委員会は、委任状を含め委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。</p> <p>第11条 選挙管理委員会の議決は出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは委員長が決定する。</p> <p>第12条 委員会は必要に応じ、幹事会と合議の上、その事務補助者を委嘱することができる。</p> <p>第13条 選挙事務の運営に関し、必要な事項は選挙管理委員会がこれを決め、幹事会の了承を得る。</p>	<p>第1章 総則 (目的) 第1条 本規程は、日本第四紀学会会則第12条に基づき、その役員選挙について規定する。</p> <p>(適用範囲) 第2条 本規程は、日本第四紀学会会長・副会長・<u>会計監査・評議員・幹事</u>の選挙について適用する。</p> <p>(役員の数) 第3条 <u>会長及び副会長の数</u>は、日本第四紀学会会則第11条による。<u>評議員数は、領域に所属する正会員数に基づき、本規程で定める。</u></p> <p>(規程変更) 第4条 この規程の変更は評議員会の議決による。</p> <p>第2章 選挙管理 (選挙事務の管理) 第5条 選挙事務は、選挙管理委員会が管理、運営する。</p> <p>第6条 選挙管理委員会は、<u>会長・副会長・評議員</u>の選出を行い、次点者を含めて会長に答申する。</p> <p>(選挙管理委員会の構成) 第7条 選挙管理委員会は<u>5名の正会員をもって構成する。委員の選出は、幹事会が候補者を推薦し、評議員会がこれを決定する。会長・副会長・幹事および会計監査は選挙管理委員になることができない。</u></p> <p>第8条 <u>選挙管理委員は会長・副会長・評議員選挙の候補者になることができない。</u></p> <p>第9条 選挙管理委員会の委員長は委員の互選による。</p> <p>第10条 委員長は選挙管理委員会を代表し、その事務を総括する。</p> <p>第11条 選挙管理委員会は、委任状を含め委員の<u>過半数</u>が出席しなければ開くことができない。</p> <p>第12条 選挙管理委員会の議決は委員の過半数で決定し、可否同数のときは委員長が決定する。</p> <p>第13条 委員会は必要に応じ、幹事会と合議の上、その事務補助者を委嘱することができる。</p> <p>第14条 選挙事務の運営に関し、必要な事項は選挙管理委員会がこれを決め、幹事会の了承を得る。</p>

第3章 選挙権および被選挙権

第14条 本規定による評議員選挙の選挙権及び被選挙権を持つものは、選挙実施該当年の2月1日時点の本会正会員とする。ただし、会長経験者は評議員選挙の被選挙権を有しない。

第15条 本規定による会長・副会長・会計監査・幹事選挙の選挙権を持つものは選挙実施該当年に新しく選出された評議員とする。

第4章 選挙の方法

(評議員選挙)

第16条 評議員選出の投票は各専門分野より定数名、共通分野より5名の連記とする。まず、共通分野の得票数の順序にしたがい、共通分野の評議員を決定する。その後、共通分野に選出された者を除き、専門分野の得票数と共通分野の得票数の合計数の順序により専門分野の評議員を決定する。

専門分野の評議員定数は次のとおりとする。

会員数50名以下の専門分野……評議員2名

会員数51～100名の専門分野……評議員3名

会員数101名以上の専門分野……評議員3名に100名を超える分の会員数が100名増すまでに評議員1名を加える。

専門分野は以下の11分野とする。

地質学、地理学、古生物学、動物学、植物学、土壌学、人類学、考古学、地球物理学、地球化学、工学

第17条 評議員選挙では同一人に重複して投票することはできない。

(会長・副会長・会計監査・幹事選挙)

第18条 会長選出の投票は単記投票、副会長選出の投票は2名連記とする。

第19条 会計監査の投票は2名連記とする。

第20条 幹事の投票は、事務分担に関係なく、7名連記とする。

第21条 会長・副会長・会計監査・幹事選挙では各役職内および各役職にまたがって同一人に重複して投票することはできない。

第3章 選挙権および被選挙権

第15条 本規程による会長・副会長および評議員選挙の選挙権及び被選挙権を持つものは、選挙実施該当年の2月1日時点の本会正会員とする。ただし、会則第11条により、会長を2期務めた正会員は会長の被選挙権を、副会長を2期務めた正会員は副会長の被選挙権を有さない。また選挙時に6期連続評議員となっている正会員および会長経験者は評議員の被選挙権を有さない。

第4章 選挙の方法

(会長・副会長選挙)

第16条 会長および副会長の選挙は、公示された期日までに届け出があったそれぞれの候補者に対して選挙用番号を用いて投票する方式で行う。

第17条 会長あるいは副会長の被選挙権を有する正会員は、立候補届出期間内に立候補届出書を選挙管理委員会に提出して、候補者になることができる。

2. 会長あるいは副会長の被選挙権を有する正会員は、その者の承諾の下に、立候補届出期間内に、選挙権を有する2名以上の正会員が推薦届出書を選挙管理委員会に提出することによって、候補者となる。

3. 候補者となった者は、立候補届出期間終了日の7日後までに、候補者辞退届を選挙管理委員会に提出して、候補者を辞退することができる。

第18条 届出期間までに登録された候補者数が定数と同数以下の場合には、無投票当選とする。

第19条 会長選挙は1名に投票する。副会長選挙は2名に投票する。

(評議員選挙)

第20条 評議員選挙は、候補者ならびに被選挙権を有する全ての正会員を対象とした投票によって行われる。

第21条 評議員の被選挙権を有する正会員は、立候補届出期間内に立候補届出書を選挙管理委員会に提出して、候補者となることができる。

2. 評議員の被選挙権を有する正会員は、その者の承諾の下に、選挙権を有する2名の正会員が、立候補届出期間内に、推薦届出書を選挙管理委員会に提出することによって候補者になる。

3. 候補者は、立候補届出期間終了日の7日後までに、辞退届を選挙管理委員会に提出して、候補者を辞退することができる。

4. 正会員は全ての領域の被選挙人への投票権を有する。ただし、当該領域に所属する正会員の票は1ポイントとして集計し、他の領域に所属する正会員の票は0.2ポイントとして集計する。

<p>第5章 被選挙人名簿 (被選挙人名簿)</p> <p>第22条 被選挙人名簿は選挙実施該当年2月1日時点の会員名簿に基づくものとする。 被選挙人の所属専門分野は選挙該当年の2月1日時点で登録されている専門分野とする。専門分野が登録されていない被選挙人は「部門未特定」として掲載する。</p> <p>第6章 投票と開票</p> <p>第23条 選挙は、すべて郵便による投票をもって行なう。</p> <p>(投票用紙)</p> <p>第24条 投票は選挙管理委員会から送付された投票用紙により、すべて無記名とする。</p> <p>(開票)</p> <p>第25条 投票の効力は選挙管理委員会の決定による。その際、第26条の無効投票の規定に触れない限りにおいて、その投票した選挙人の意志が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。</p> <p>(無効投票)</p> <p>第26条 次の投票は無効とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>投票用紙に署名捺印したときはすべて無効とする。</li> <li>定数よりも多くの氏名を書いた場合は、その投票に関して無効とする。</li> <li>投票の到着が、締切日を過ぎたものは無効とする。</li> <li>評議員選挙で第17条に抵触した場合は、共通分野に関する投票を優先して1票のみを有効とする。</li> <li>評議員選挙で被選挙人を共通分野以外の誤った専門分野で投票した場合は、その投票に関して無効とする。</li> <li>会長・副会長・会計監査・幹事選挙で第21条に抵触した場合は、その投票は無効とする。</li> </ol>	<p>5. 各領域の評議員定数は次の通りとする。 <u>正会員数が150名以下の領域・・・5名</u> <u>正会員数が151名以上の領域・・・151名を超える30名につき評議員を1名とする</u></p> <p>6. 領域は以下の5つとする。 <u>領域1：気候変動及び海洋の諸プロセス</u> <u>領域2：陸上の諸プロセス</u> <u>領域3：層序と年代基準</u> <u>領域4：人類と生物圏</u> <u>領域5：現代社会に関わる第四紀学</u></p> <p>第5章 被選挙人名簿 (被選挙人名簿)</p> <p>第22条 被選挙人名簿は選挙実施該当年2月1日時点の会員名簿に基づくものとする。 2. <u>被選挙人の所属領域は選挙該当年の2月1日時点で登録されている領域とする。専門分野が登録されていない被選挙人は「部門未特定」として掲載する。</u></p> <p>第6章 投票と開票</p> <p>第23条 選挙は、すべて郵便による投票をもって行なう。</p> <p>(投票用紙)</p> <p>第24条 投票は選挙管理委員会から送付された投票用紙により、すべて無記名とする。</p> <p>(開票)</p> <p>第25条 投票の効力は選挙管理委員会の決定による。その際、第26条の無効投票の規定に触れない限りにおいて、その投票した選挙人の意志が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。</p> <p>(無効投票)</p> <p>第26条 次の各号に該当する事項が含まれる投票は、その投票用紙に記されている全ての投票を無効とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>投票用紙に署名捺印したときはすべて無効とする。</u></li> <li><u>定数よりも多くの候補者に投票した場合には、その投票に関して無効とする。</u></li> <li><u>投票の到着が締切日を過ぎたものは無効とする。</u></li> <li><u>会長選挙および副会長選挙で、候補者以外の選挙用番号が記されたもの</u></li> <li><u>副会長選挙で同一の候補者の選挙用番号が記されたもの、および評議員選挙で同一の候補者の選挙用番号が記されたもの</u></li> <li><u>評議員選挙で本規程第19条に抵触した場合は、その候補者への投票は無効とする。</u></li> <li><u>評議員選挙で被選挙人を共通分野以外の誤った専門分野で投票した場合は、その投票に関して無効とする。</u></li> <li><u>会長・副会長・会計監査・幹事選挙で第21条に抵触</u></li> </ol>
---	---

<p>第7章 当選人 第27条 各選挙において、有効投票数の多い順に定数までを当選人とする。当選人を定めるに当たり、得票数が同数であるときは、すべて年長順とする。</p> <p>第8章 選挙管理のための経費 第28条 選挙に必要な経費は選挙実施該当年度の予算に計上する。</p> <p>付則 本規定は、2011年5月25日よりこれを実施する。</p>	<p><u>七た場合は、その投票は無効とする。</u></p> <p>第7章 当選人 第27条 各選挙において、有効投票数の多い順に定数までを当選人とする。当選人を定めるに当たり、得票数が同数であるときは、すべて年長順とする。</p> <p><u>第28条 会長、副会長、評議員の選挙は同時に行う。その結果、次期会長と次期副会長が評議員に当選した場合は評議員の当選を無効とする。</u></p> <p>第8章 選挙管理のための経費 第29条 選挙に必要な経費は選挙実施該当年度の予算に計上する。</p> <p>付則 本規程は、<u>2016年9月17日</u>よりこれを実施する。</p>
---	--

## ◆日本第四紀学会 2015 年度第 7 回幹事会議事録

日時：2016年6月11日（日）9:30～12:40

会場：明治大学駿河台キャンパス グローバルフロント7階C4会議室

出席：小野（会長）、奥村（副会長）、兵頭（顕彰）、小荒井（渉外）、須貝（渉外）、藤原（編集）、齋藤めぐみ（広報）、小森（企画）、吾妻（幹事長）、百原（庶務、議事録）

欠席：斎藤文紀（副会長）、植木（会計）、卜部（編集）、米田（行事）、事務局（伊津野）

### <報告事項>

**庶務**：1. ジオパーク新潟国際フォーラム大会、日本旧石器学会国際シンポジウムへの後援、日本地質学会第123年学術大会巡検への協賛について、それぞれ後援、協賛することとした。2. 論文賞選考委員選出にあたって再選挙を行い、投票用紙を5月13日に発送、締め切りを5月29日とした。開票作業は5月31日に千葉大学松戸キャンパスで百原、伊津野が行った。総票数115のうち白票0、公文富士夫（地質）、三浦英樹（土壌）、高原 光（植物）、澤井祐紀（古生物）、出穂雅実（考古）、次点、山崎晴雄（地理）。辞退者があり次点の山崎会員に委員就任を依頼した。6月1日に委嘱を行い、6月末までに選考結果報告書を提出していただく予定で選考を開始した。選考委員長は高原会員が選出され、現在選考中。選考結果報告書は郵送で評

議員に送り、7月中にメール審議を行う予定。

**顕彰**：学会賞選考委員会は小池会員を委員長として早稲田大学で開催され、推薦のあった学会賞1件および推薦3件のうち2件の学術賞が選考された。学会賞・学術賞受賞候補者選考報告の文面の修正を行った。論文賞については評議員会では口頭で報告を行う。名誉会員については、名誉会員候補者選考委員会（久保委員長）から、今年度は候補者なしとの答申がなされた。

**編集**：第四紀研究55巻3号発行予定。4号（早稲田大会特集号）は予定通り8月に発行予定。5月末に編集委員会開催。手持ち6、7論文。受理済み論文0。

**渉外**：地球惑星科学連合大会、5月26日に第四紀学会単独セッションとしてヒトー環境系の時系列ダイナミクスを開催（コンビナー兼座長は、須貝・水野・米田・小荒井）。第四紀学会主催、地質学会・地震学会・活断層学会共催で「活断層と古地震」を開催（5月23日）。防災学術連携体総会（6月3日）に出席。総会後の火山災害に関するシンポジウム（8月28日開催）の打ち合わせに参加。熊本地震3ヶ月報告会（7月16日開催）に第四紀学会から竹村恵二会員に講演いただくことを決定、連携体へ報告・承認。

**広報**：『第四紀通信』第23巻3号を発行。会員MLに配信した情報、学会HP更新作業の報告。

だいよんき Q&A に寄せられた質問についての対応を検討した。

**企画行事：**千葉大会 発表申し込み状況の報告。7月初旬に宮内大会実行委員長とプログラム調整を行う予定。巡検について検討を行った。シンポジウム（6月19日午後リバティータワー）の準備状況の報告。

**事務局：**入退会の確認。

**JpGU 関係：**災害環境対応委員会のセッションで奥村副会長が第四紀学会を代表して報告を行った。JpGU の新役員決定報告について。

**日本学術会議：**斎藤文紀副会長をケープタウン IGC に派遣、国際層序委員会第四紀 subcommission で中期更新統基底の議論を行う。

### <審議事項>

1. 功労賞候補者の決定：功労賞の資格について検討を行い、2016年7月末までの学会における評議員・幹事・編集委員・各種委員の年数および大会実行委員長経験回数を集計したポイントを参考に、70歳以上の会員の中から学会活動に貢献された方を対象として検討した。その結果6名の候補者(石

橋克彦会員、岩田修二会員、小田静夫会員、坂上寛一会員、楡井久会員、田村俊和会員)を決定し、選考理由書の文案の検討を行った。

さらに、INQUA 名古屋大会の際に普及講演会を実施した、名古屋市科学館、三重県総合博物館、豊橋市自然史博物館、名古屋大学博物館の4機関について「国際第四紀学連合第19回大会の日本開催にあたり、開催地周辺における第四紀学の普及活動として実施した普及講演会の会場を提供して頂くとともに、企画・運営にあたって献身的に協力して頂いた。」という理由で候補者とする事とした。吾妻幹事長が報告理由書原案を作成し、メール審議を行うこととした。

2. 第3回評議員会の準備：議長候補の選出、評議員会資料の準備等の段取りや議題（顕彰関係のほか、規約改正・役員選挙改定、熊本地震被害者への会費減免措置）についての確認を行った。会費免除については、1年間の会費の免除とし、罹災証明の写しを添付する。運用は幹事会でまかせていただくことを評議員会で提案する。

3. 大会準備：シンポジウムの講演者や、巡検の開催準備について確認を行った。

### ★★★ 第四紀通信に情報をお寄せ下さい ★★★

第四紀通信の原稿は随時受け付けております。  
 広報幹事：齋藤めぐみ (memekato(at)kahaku.go.jp) 宛にメールでお送り下さい。  
 第四紀通信は奇数月月上旬原稿締め切り、偶数月1日刊行予定としていますが、情報の速報性ということから、版下が完成した段階でホームページに掲載するよう努力しています。  
 奇数月15日頃にはホームページにアップするようにしていますのでご利用下さい。

日本第四紀学会広報委員会 国立科学博物館 地学研究部 齋藤めぐみ  
 〒305-0005 茨城県つくば市天久保4-1-1 FAX: 029-853-8998

広報委員：那須浩郎・糸田千鶴・奥村公弥子 編集書記：岩本容子

日本第四紀学会ホームページ <http://quaternary.jp/> から第四紀通信バックナンバーのPDFファイルをご覧できます。

日本第四紀学会事務局  
 〒169-0072 東京都新宿区大久保2丁目4番地12号 新宿ラムダックスビル10階  
 株式会社春恒社 学会事業部内  
 E-mail: daiyonki(at)shunkosha.com 電話: 03-5291-6231 FAX: 03-5291-2176